

防整技（事）第136号
令和4年3月31日

整備計画局長
各幕僚長
情報本部長 殿
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

自衛隊隊舎整備基準について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

なお、自衛隊隊舎整備基準について（防経工第2271号。3.4.24）は、
廃止する。

記

1 隊員居室

(1) 整備基準

- ア 隊舎居室各室は、壁で間仕切り、隊員の個別空間の確保に配慮すること。
- イ 隊舎を新設する場合の隊員居室は一室30㎡とする。ただし、既存隊舎に接続して建設する場合は、一室40.9㎡とする。

(2) 定員

- ア 曹居室 一室30㎡の場合は2名、40.9㎡の場合は3名とする。
- イ 士居室 一室30㎡の場合は3名、40.9㎡の場合は4名とする。

2 自習室

曹、士ともに1人当たり0.41㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。

3 娯楽室

曹、士ともに1人当たり0.82㎡とする。ただし、1室当たり15㎡に満たない場合は、15㎡とする。

4 付属諸室

隊舎には、倉庫、便所、洗面所、洗濯室、乾燥室、シャワー室、調理室、機械室その他必要な室を整備すること。

5 冷暖房設備

(1) 冷房設備 冷房設備を整備すること。ただし、北海道地区等については部隊の実情を考慮して整備すること。

(2) 暖房設備 暖房設備を整備すること（沖縄地区等を除く。）。

6 その他

第1項から第4項までの規定は、部隊の実情を考慮して整備すること。

7 この基準に定めるもののほか、隊舎の整備に関して必要な細部事項については、整備計画局長が別に定めるものとする。